



## サービス付き高齢者向け住宅の不動産取得税

○令和7年(2025年)3月31日までの特例期間中、住宅部分には次の軽減措置があります。

区 分		通常の貸家住宅	サ高住 (特例期間中)	
新築住宅の 軽減措置 (一戸建て以外)	軽減税額	一戸につき <b>360,000 円</b> (上限)		
	要件	床面積 (共用部分を含む)	一戸につき 40 m <sup>2</sup> 以上 240 m <sup>2</sup> 以下	一戸につき 30 m <sup>2</sup> 以上 160 m <sup>2</sup> 以下
		戸 数	—	10 戸以上
		構 造	—	主要構造部が耐火構造または準耐火構造であること 等
		補 助	—	国等から特定の建設費補助を受けていること
		入 居 契 約	—	賃貸借契約であること

※特例期間経過後も通常の貸家住宅としての軽減措置があります

○サ高住でも住宅以外の部分には不動産取得税がかかります。

(住宅以外の部分には職員事務室、職員更衣室、職員トイレ、厨房などがあります。)

<不動産取得税のお問い合わせ>

最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所までお問い合わせください。

総合振興局等の連絡先は、北海道のホームページ>総務部>税務課>

道税に関するお問い合わせ先ページをご覧ください。

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/map/ichiran.html>

